

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

積水化学グループ（以下、当社グループ）は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針とします。その実現に向け、経営の透明性・公正性を高め、迅速な意思決定を追求するとともに、社是に掲げる社会的価値の創造を通して、当社グループが重視する「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「地域社会・地球環境」の5つのステークホルダーの期待に応え続けていきます。

「社是」「3S精神」

Service

企業活動を通じて社会*的価値を創造する

Speed

積水を千仞の谿に決するスピードをもって市場を変革する

Superiority

際立つ技術と品質で社会*からの信頼を獲得する

*「社会」とは5つのステークホルダーをはじめとした社会全体

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1.3】

「取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべき」

当社では、最高経営責任者（代表取締役社長）の後継者の承継計画は、経営理念や経営戦略を踏まえて適切に行われていますが、手続きの客観性・適時性・透明性を高めるために、指名・報酬等諮問委員会で候補者が社長に相応しい資質を有するか十分な時間をかけて審議を行ない、取締役に意見の具申を行い、取締役会で決定します。

2020年3月の代表取締役社長の異動にあたっては、製造業のモノづくり現場に通じ、技術開発、M&A、グローバル経営に関する知見・経験も豊富で、高機能プラスチックカンパニープレジデントとして最高益更新に貢献した加藤敬太氏を後継候補として、指名・報酬等諮問委員会において継続的に検討してきました。特に直近1年間では、取締役会で全社を管掌する立場から経営状況全般を報告し、経営戦略部長として次期中期経営計画および長期ビジョンを取りまとめるなど、当社グループの方針を定める重要な業務を牽引しました。2020年1月の委員会において、実績、経験、能力を総合的に判断した結果、当社グループの企業価値向上を実現する適任者であるとの結論に至り、同氏を代表取締役社長へ推薦する案に賛成して2020年2月の取締役会へ答申し、決定いたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレート・ガバナンス向上の取組みを一層進化させ、ステークホルダーの皆様に対して、当社の考え方と取組みについてお伝えすることを目的として、「SEKISUIコーポレート・ガバナンス原則」を制定・公表しています。

上記原則に加えて、「コーポレートガバナンス・コード」における基本原則・原則・補充原則の全78項目に対する当社の取組み状況や考え方について、「コーポレートガバナンス・コード各原則への取組みについて」として取りまとめ、公表していますので下記をご参照ください。

（日本語）<http://www.sekisui.co.jp/company/outline/governance/index.html>

（英語）<http://www.sekisuicheical.com/about/outline/governance/index.html>

なお、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示内容は以下の通りです。

【原則1-4】

当社は、上場株式の政策保有に関する基本方針および議決権行使方針を定め、SEKISUIコーポレート・ガバナンス原則に下記の通り記載し、開示しています。

i. 基本方針

当社は、重要取引先・パートナーとして、保有先の企業価値向上と当社の中長期的な企業価値向上の最大化を図る場合において有益かつ重要と判断する上場株式を、限定的かつ戦略的に保有することとします。その戦略上の判断は適宜見直しを行い、意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めます。

定期的な見直しについては、取締役会で毎年、政策保有している上場株式について、保有による便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を個別具体的に精査、検証し、その概要を開示します。

<検証結果概要>

2019年6月度取締役会において、上記基本方針に基づき、個別銘柄毎に出資比率、役員派遣、事業提携有無、取引内容、受取配当等をもとに検証および保有適否の確認を行いました。

なお、保有銘柄数は2018年3月末時点で36銘柄でしたが、2018年度は8銘柄を売却し、2019年3月末現在28銘柄となっております。

ii. 議決権行使方針

保有の戦略的位置づけや株式保有先企業との対話などを踏まえた上で、当該企業の企業価値向上と当社の中長期的な企業価値向上とを連動させる観点から、議決権行使の具体的基準を定めて、それに沿って行使することで保有先企業に対する株主としてのモニタリング機能を果たします。

議決権行使については、保有先企業の議案の重要性(特別決議議案等の有無)、報告年度の決算内容(自己資本比率、損益状況等)および事業継続性をもとに判定する基準を設けており、当該企業との対話を含め総合的に賛否を判断しております。

[原則1-7]

当社が、当社の役員や主要株主などとの取引を行う場合は、かかる取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう留意し、取締役と行う利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項として明示し、取締役会においては、実際の個別取引にかかる承認を通じて監視を行い、監査役会においては「監査役監査基準」に則り監査を行っています。

[原則2-6]

当社企業年金基金は、執行機関である理事会並びに事務局に専門性を持つ人材を配置するなど、運用面で期待される役割を発揮できる体制を整えております。

また、企業年金基金の決議機関である代議員会は、事業主が選定した議員および加入者互選による議員を同人数選出しており、当社と受益者との利益相反を適切に管理できる体制で運営しております。

[原則3-1]

当社は、経営の透明性を確保し社会的責任を果たすためには、適時適切かつ積極的な情報開示が必要であると考えています。この考えを当社グループ全体で確実に実践していくため、「企業情報開示理念」「企業情報開示規則」を策定し、情報開示体制を強化しています。

それぞれの項目についての状況は以下の通りです。

(1) 経営における理念体系や経営戦略、中期経営計画を当社ウェブサイト、決算説明資料および事業報告に開示しています。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方について、当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書、事業報告書などに開示しています。

(3) 取締役・監査役の報酬等に関する方針を、コーポレート・ガバナンス報告書、有価証券報告書、および株主総会招集通知に開示しています。また、取締役の報酬額や報酬水準、報酬制度を決定する際は、より透明性・公正性を高めるために、過半数および委員長を独立社外役員とする指名・報酬等諮問委員会において審議を行い、取締役会では諮問委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行います。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針を、SEKISUIコーポレート・ガバナンス原則にて開示しています。また取締役候補を指名する際は、より透明性・公正性を高めるために、指名・報酬等諮問委員会において審議を行い、取締役会では当該諮問委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行います。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名理由を、株主総会招集通知に開示しています。

[補充原則4-1.1]

当社では、取締役会が高度な全社経営機能(意思決定・戦略立案・監督)を担い、その決定に基づく業務執行体制としてカンパニー毎に執行役員会を設置しています。取り巻く環境変化に適切かつタイムリーに対応すべく、執行機能については大幅にカンパニーに権限委譲しています。

権限委譲においては、全社経営に対する影響度に鑑みて、決裁基準を設け、取締役会での審議が必要なもの、各カンパニーが意思決定を行うものの範囲を定めています。

※取締役会での審議が必要なもの(例)

- ・経営管理・経営方針・計画、役員の選任、重要な組織の改正、重要な設備投資、年度予算
- ・総務・人事・定款など重要な規則の改正、人事基本方針、人事制度の変更
- ・経理・財務・金融政策、大口資金借入・貸付、大口投資、決算
- ・開発研究技術・重要な技術導入・供与、知的財産権の譲渡・譲受

[原則4-9]

当社では、独立社外取締役の独立性を確保するために、「社外役員の独立性基準」を定め、SEKISUIコーポレート・ガバナンス原則に開示しています。なお、現在選任している独立社外取締役3名については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

また、当社とは異なるバックグラウンドにおける経営経験や専門的知見を活かした公平な助言、建設的な議論が期待できる候補者を選定しており、選任理由を株主総会参考資料、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書などに開示しています。

[原則4-11]

当社は、取締役の員数を15名以内としており、そのうち複数名の社外取締役を選任すること、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、かつ知識・経験・能力を備えている取締役によって構成することとしています。2019年6月開催の株主総会において、女性の社外取締役を1名選任しました。取締役会の多様性確保については、引き続き検討していきます。

また、監査役の員数を3名以上としており、半数以上の社外監査役を選任することとしています。監査役の1名以上に企業財務・会計、また1名以上に法制度に関する知識と知見を備えている人物を選任することとしており、特に社外監査役には公認会計士、弁護士、学者(品質管理等)などの高い専門性を有する人物を選任しています。

当社は、指名・報酬等諮問委員会で取締役会の実効性や改善点を議論するとともに、社外取締役と当社の経営陣、社外監査役を含む監査役会および会計監査人それぞれとの定期的な意見交換、取締役会の議題設定や各取締役・監査役の発言状況などの分析により、取締役会の実効性評価と向上を図っています。

[補充原則4-11.1]

当社は、事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、取締役会メンバーの多様性および適正人数を保つこととしています。社内取締役に事業のトップであるカンパニープレジデントと、豊富な経験・専門性を有するコーポレートの統括役員を選任しており、広範な知識と経験を有する社外取締役、専門性を備えた監査役を含めて、多様性・適正規模・能力のバランスを確保し、取締役会の役割・責務を実効的に果たしています。取締役の選任については、経営理念や経営戦略を踏まえ、過半数および委員長を独立社外役員とする指名・報酬等諮問委員会において審議を行い、取締役会では諮問委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行います。

[補充原則4-11.2]

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保することが求められることから、他の上場会社の役員を兼務する場合には、当社の業務に差し支えない範囲として4社以内の兼務にとどめることとしています。取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書を通じ、毎年開示を行っています。

[補充原則4-11.3]

当社では、[原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]に記載の通り、毎年、取締役会の実効性を評価しています。取締役会では適切な議題設定がなされ、十分な議論時間の確保と社外取締役を含めた取締役および監査役から活発な意見提言が行われていること

から、当社グループの企業価値向上に寄与し、適切に機能していると判断しています。

2018年度は重要な経営課題として、成長戦略（R&D、M&A・出資、大型新事業など）と基盤戦略（働き方改革、CS品質など）を取り上げ、取締役会で十分な審議を行いました。また、取締役会では十分な議論時間が確保され、社外取締役を含む取締役や監査役から活発な意見提言が行われていることを確認しました。

取締役候補者の選定や個人別評価・報酬等の額は、指名・報酬等諮問委員会が審議を行い、取締役会ではその答申を受けて決定しました。指名・報酬等諮問委員会は、代表取締役社長の後継者計画、取締役会の構成および実効性、ガバナンス強化の取り組みなどの議題も含め、9回開催しました。

2019年度も重要な経営課題の審議をより一層充実させ、取締役会として適切な意思決定を導くことで、経営の透明性・公正性を確保したいと考えています。

〔補充原則4-14.2〕

当社では、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングおよび情報提供を下記方針に基づき適宜実施していきます。

＜トレーニング方針＞

- (1) 新任取締役（社外取締役を含む）および監査役には、就任後3ヶ月以内に、必要な知識、スキルなどの取得機会を必要に応じて設けるとともに、当社の経営戦略、財務状態その他重要な事項につき、当社社長およびその指名する業務執行取締役から説明を行います。
- (2) 取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財政状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むこととします。外部セミナー参加など、研鑽についての費用は所定の手続きを経て会社が負担します。

〔原則5-1〕

当社は、株主との相互理解を深め、信頼関係を構築するためには、適時、適切かつ積極的な情報開示と、双方向のコミュニケーション活動が重要であると考えており、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する株主からの申込みに対しては、前向きに対応しています。当社では取締役会で検討・承認された「株主との建設的な対話に関する基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンス報告書などにて開示しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	24,389,000	5.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	23,050,000	4.95
旭化成株式会社	21,039,000	4.52
第一生命保険株式会社	19,681,000	4.23
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	12,062,000	2.59
積水ハウス株式会社	10,998,000	2.36
積水化学グループ従業員持株会	8,861,000	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	8,398,000	1.80
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	7,660,000	1.64
株式会社三菱UFJ銀行	7,618,000	1.63

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

- ・2019年3月31日現在
- ・当社は自己株式27,396,102株(5.56%)を保有しておりますが、上記大株主からは除いています。
- ・自己株式には、株式付与ESOP信託(持株数201千株)、役員報酬BIP信託(持株数315千株)は含まれません。
- ・所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
- ・持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

— — —

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

韓国証券取引所に上場している子会社が1社あり、理事(取締役)に相当)は過半数を指名しているものの、代表理事(代表取締役)に相当)は当該事業会社から起用しており、現地の事情に合わせた経営を行っております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加瀬豊	他の会社の出身者								△			
大枝宏之	他の会社の出身者								△			
石倉洋子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加瀬豊	○	加瀬氏は、双日株式会社顧問ならびに株式会社ジェイ・エイ・シー・リクルートメント社外取締役を務められており、両社と当社との間には営業上の取引がありますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも1%未満であり、社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しています。	総合商社の経営者として培われたグローバルな企業経営や経営戦略に関する豊富な経験と実績を活かし、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、当社グループの企業価値向上に寄与していただけのものと判断し、選任しております。

大枝宏之	○	大枝氏は、株式会社日清製粉グループ本社特別顧問ならびに株式会社製粉会館取締役社長を務められておりますが、両社と当社との間には、営業上の取引はありません。また、株式会社荏原製作所社外取締役を務められており、同社と当社との間には営業上の取引がありますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも1%未満であり、社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しています。	国内最大手製粉会社の経営者として培われたグローバルな企業経営や経営戦略、海外M&Aの実施など幅広い経験と手腕を活かし、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行い、当社グループの企業価値向上に寄与していただけるものと判断し、選任しております。
石倉洋子	○	石倉氏は、株式会社資生堂社外取締役ならびに日清食品ホールディングス株式会社社外取締役を務められていますが、両社と当社との間に取引関係はなく、社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しています。一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として指定しています。	国際政治経済および国際企業戦略に関する高い学識を有し、複数のグローバル企業における社外取締役としての経験を通じて企業経営に精通しています。さらに、当社グループが取り組むダイバーシティ経営や女性活躍推進にも積極的に関与されていることから、当社の企業価値向上に寄与していただけると判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	6	0	2	3	1	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	6	0	2	3	1	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の機能を補完し、より経営の公正性・透明性を高めるため、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会を設置しています。社外有識者1名は、当社の社外監査役です。

委員長：加瀬豊

委員：大枝宏之、石倉洋子、小澤徹夫、高下貞二、加藤敬太

2019年度の指名・報酬等諮問委員会は、代表取締役社長の後継者計画、取締役会の構成および実効性、ガバナンス強化の取り組みなどの議論も含め、6回開催しました。

当社の指名・報酬等諮問委員会は、指名委員会の機能と報酬委員会の双方の機能を担っています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は会計監査人である新日本有限責任監査法人との間で監査計画の確認を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど、定期的に相互の情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

・監査役会は定期的に内部監査部門と意見交換会を行っており、現状の社内の問題点を把握し、監査役往査の必要性を適宜判断しています。監査室による内部監査の結果と指摘事項に関する改善状況は、監査役へ適時報告されています。また、専任の担当者を置き、社内からの情報の収集や必要なヒアリングの実施などを行っています。

・監査役は各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部署の調査、重要案件の決裁書確認などにより、その権限が支障なく行使できる体制を当社グループ全体に確立しています。監査役会では社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行います。また、代表取締役、取締役および執行役員と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより相互認識を深めます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小澤徹夫	弁護士													
鈴木和幸	学者													
清水涼子	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤徹夫	○	小澤氏は東京富士法律事務所の代表パートナーを務められている弁護士であり、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。	弁護士としての法的視点および幅広い見識と企業法務の分野を中心に法令およびリスク管理等に係る豊富な業務経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくとともに、とくにコンプライアンスの観点から経営判断の適法性をチェックいただき、当社の社会的信頼の向上にも寄与していただくため、社外監査役として選任しております。
鈴木和幸	○	鈴木氏は電気通信大学大学院の教授を務められており、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定します。	大学教授として、品質管理ならびに信頼性工学に関する高い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。
清水涼子	○	清水氏は関西大学会計専門職大学院専任教授を務められており、有価証券上場規程施行規則第211条第6項第5号等に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定しています。	公認会計士として、国内・海外の会計に関する専門的知見と豊富な監査経験を有しており、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。

独立役員関係

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

・当社の社外取締役・社外監査役には、当社が定める社外役員の独立性基準を満たす十分な独立性を有する人物を指名することとしており、現在の社外取締役・社外監査役の6名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

(社外役員の独立性基準についてはSEKISUI コーポレート・ガバナンス原則の別添資料として公表しておりますのでご参照ください)
 ・直近事業年度において、石塚取締役、加瀬取締役は17回すべてに、大枝取締役は2018年6月の就任以降13回すべてに出席し、経験豊富な経営者の観点から、議案の審議において活発に発言を行っています。
 ・直近事業年度において、小澤監査役は、取締役会取締役会17回と監査役会18回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。西監査役は、取締役会17回と監査役会18回のすべてに出席し、公認会計士として主に財務・会計等の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。鈴木監査役は、取締役会17回と監査役会18回のすべてに出席し、品質管理ならびに信頼性工学に関する高い見識と豊富な経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社取締役報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、支給割合の決定方針は定めていませんが、業績連動報酬が当社グループの企業価値向上と経営計画達成に向けたインセンティブとして有効に機能するよう指名・報酬等諮問委員会で議論し、適切に管理しております。また、社外取締役の報酬に業績連動報酬はありません。

また、業績連動報酬にかかる指標及び選定理由は、当社取締役が当社グループの企業価値向上と経営計画達成に向けたインセンティブとして有効に機能させるとともに、客観性と透明性の高い報酬プロセスとするために、全社業績目標である営業利益額、当社グループの特徴であるカンパニー制の業績を反映するカンパニー業績、当社グループの企業価値向上の評価基準としてのROE、及びこれらの経営の成果を株主に還元することを動機づけるための配当を選定しております。支給額の決定方法は、外部調査機関の役員報酬データを活用し、当社グループ同等の規模・業績の企業との比較を定期的に行い、上記指標を反映して支給額を決定しています。

なお、当該事業年度における業績連動報酬にかかる指標の目標及び実績は次の通りです。

指標	目標	実績
全社業績 (営業利益)	1,020億円	957億円
カンパニー業績 (営業利益)		
住宅	395億円	390億円
環境・ライフライン	165億円	150億円
高機能プラスチック	595億円	545億円
ROE	11%	11%
配当	42円	44円

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

・役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の種類 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
	基本報酬	賞与	株式報酬	計	
取締役 (社外取締役を除く)	275	142	57	475	8
監査役 (社外監査役を除く)	56	—	—	56	2
社外役員	61	—	—	61	6

(注) 1. 取締役への支給額には使用人兼取締役 (3名) に対する使用人分給与相当額 (賞与を含む) 134百万円を含んでいない。
 2. 対象となる役員の員数には、2018年6月27日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいる。

・有価証券報告書において報酬等の総額が1億円以上である者を個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

(1)報酬等の決定に関する方針

当社役員の報酬制度の基本方針は、当社経営理念の実現に向けて次の通り定めています。

- ・当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ・当社役員が、株主と利益意識を共有し、株主重視の経営意識を高めるものであること
- ・当社役員にとって、経営計画の達成を動機づける業績連動性の高い報酬制度であること
- ・当社グループの競争力向上のため、多様で優れた経営人材を獲得し保持できる仕組み及び水準であること

また、当社の業務執行取締役の報酬等は基本報酬、賞与、株式報酬、社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみで構成されています。

・基本報酬は、役員報酬枠の範囲内で、役割と責任に応じた一定額を支給します。業務執行取締役には、基本報酬のうち一定額を、役員持株会を通じて当社株式の購入を義務付け、株価を重視した経営意識を高めています

・賞与は、全社業績、カンパニー業績、ROE及び配当政策に連動した支給基準に基づいて報酬額が決定される業績連動報酬です

・株式報酬は、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、取締役の職務別に付与数を定めたインセンティブプランです。取締役が中長期的な企業価値向上に貢献した成果を、退任時に株式価値に反映された株式で享受する仕組みにしており、より中長期的な株主価値との連動性が高くなるように設計しています

役員報酬にかかる株主総会の決議年月日は、2007年6月28日開催の第85回定時株主総会において、取締役報酬の上限額として年間1,100百万円及び監査役報酬の上限として年額120百万円を決議、また、2016年6月28日開催の第94回定時株主総会において、株式報酬等の上限として3年間の合計額330百万円を決議しております。

当社役員の報酬は、役位及び職務に応じて決定しています。業績連動報酬の割合は役位が上位であるほど比率が高くなるように設定しております。また、職務については、担当するカンパニーの業績が反映されます。

(2)役員報酬の決定プロセス

当社取締役報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定にあたり、予め指名・報酬等諮問委員会にて審議を行い、その結果を取締役に答申します。取締役会は、同諮問委員会からの答申を受けて、方針を決定します。尚、指名・報酬等諮問委員会による手続きの概要は次の通りです。

委員長(社外取締役)が委員会を招集し、議案は各委員より上程され、委員会にて審議を行います。本委員会の審議結果は、委員長が取締役に答申します。なお、本委員会の委員は、これらの決定にあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならないこととしております。第97期にかかる報酬額の決定過程においては、2018年6月と2019年6月に指名・報酬等諮問委員会で、取締役報酬水準及び取締役の個人別評価・報酬等の内容について審議の上、取締役会で決定しました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・コーポレート経営戦略部が取締役会事務局となり、取締役会議題の内容に応じて組織横断的に連携して、審議のための十分な資料を事前配布し、取締役から事前質問が出来るような状況を整備します。
- ・取締役会事務局は、取締役会開催前に社外取締役を訪問して議案説明を実施するなど審議内容の理解促進に努めます。
- ・コーポレート監査室および秘書グループが監査役会事務局を担当し、監査役の監査業務および監査役会の運営につき補助を行うとともに、コーポレート各部所と連携し、必要に応じて社外監査役が重要書類の閲覧や各部門責任者へのヒアリングを実施できる体制を整えております。
- ・監査役会は、社外取締役との意見交換を行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行います。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
大久保尚武	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等	非常勤、報酬なし	2013/06/26	1年(更新有)
根岸修史	相談役	経済団体活動、社会貢献活動等	非常勤、報酬有り	2018/06/27	最長5年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2名

その他の事項

当社には、代表取締役社長等の経験者が、当社にとっても一定の意義がある社外活動に従事することを目的とした相談役制度と名誉顧問制度があります。相談役・名誉顧問は、経済・産業界並びに学術・スポーツ界などの、公共性・公益性に鑑み当社に一定の意義がある業務を担い、経営に関与することはありません。

相談役・名誉顧問の任命は、過半数を当社社外役員で構成する指名・報酬等諮問委員会による審議を経て取締役会にて決議し、取締役社長が委嘱します。

*1 大久保氏の社長等退任日は、取締役相談役を退任した日を記載しています

*2 根岸氏の社長等退任日は、取締役会長を退任した日を記載しています

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 機関設計と業務執行体制

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しています。

カンパニー制のもと、各カンパニーの事業環境変化に迅速に対応するため、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しています。各カンパニーには、カンパニーの最高意思決定機関である「執行役員会」を設け、取締役会から執行役員会へ大幅に権限を委譲しています。

(2) 取締役会

取締役会は、全社基本方針の決定や高度な経営判断、業務執行の監督を行う機関と位置づけ、十分な独立性を有する社外取締役3名を選任することにより取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、経営の透明性、公正性を確保しています。

当社は、取締役会の員数を15名以内としており、そのうち複数の社外取締役を選任することとしています。また、社外監査役を含む全監査役が取締役会に出席することとしています。

当社は、事業領域・規模に応じた適切な意思決定を行うために、取締役会メンバーの多様性および適正人数を保つこととしています。社内取締役に事業のトップであるカンパニープレジデントと豊富な経験・専門性を有するコーポレートの統括役員を選任し、広範な知識と経験を有する社外取締役、専門性を備えた監査役を含めて、多様性・規模の適正性・能力のバランスを確保し、取締役会の役割・責務を実効的に果たしています。2018年度は重要な経営課題として、成長戦略（R&D、M&A・出資、大型新規事業など）と基盤戦略（働き方改革、CS品質など）を取りあげ、取締役会で十分な審議を行いました。

(3) 監査体制

監査役会を設置し、取締役会及び業務執行体制の監視機能機関と位置づけるとともに、社外監査役を導入することにより、幅広い視点、公平性を確保しています。

社長の直轄組織として監査室を設置し、グループ全体の業務に関する内部監査を行っています。内部監査規則、年間の監査方針及び監査計画書に基づき実地監査を行い、その監査の結果は、社長、取締役、監査役および関係部所に報告されています。また、必要に応じて、被監査部所からの改善回答書の取得やフォロー監査により、内部統制システムの整備・向上に繋げております。

監査役は、各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部所の調査、重要案件の決裁書の確認、内部統制部門を含む関係各部から報告を受けること等により、監査役が支障なく監査できる社内体制をグループ全体に確立しています。また、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、代表取締役との相互認識を深めています。

当社の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人（2018年7月までは新日本有限責任監査法人）であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、坂井俊介、押谷崇雄であり、各公認会計士は同監査法人において策定された交代計画に基づき適時交代することとなっております。

会計監査人と監査役は、監査計画の確認を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど、定期的に相互の情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

(4) 指名・報酬等諮問委員会

当社は、取締役会の機能を補完し、より経営の公正性・透明性を高めるため、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会を設置しています。

指名・報酬等諮問委員会は、代表取締役および取締役等経営陣幹部の選任、取締役の報酬制度・報酬水準等を審議することに加えて、重要な経営上の課題についても必要に応じて審議し、取締役会に意見の陳述および助言を行います。過半数を独立社外役員とする5名の委員で構成し、委員長は独立社外役員より選出します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しています。

当社では、継続的な企業価値向上には経営の透明性・公正性を高めること、および迅速な意思決定を追求することが重要であると考え、強化に取り組んでいます。

2008年には監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入し、独立役員の要件を満たす社外取締役2名を選任しました。2015年度には、委員長および過半数の委員を独立社外役員とする「指名・報酬等諮問委員会」を設置し、社長の後継候補者や取締役候補者、取締役報酬等を審議することとしています。さらに2018年度からは社外取締役を1名増員して3名の体制としました。

取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、また監査体制の充実を図ることで経営の透明性、公正性を確保しており、現在の体制は当社に適したものであると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を避ける設定をしております。
電磁的方法による議決権の行使	2005年6月の定時株主総会より、投資家向け電磁的方法による議決権行使制度を採用。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト上に英文を公表しております。
その他	株主とのコミュニケーションをさらに強化するために、株主総会当日の出席株主に対して、アンケートを実施。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	企業情報開示方針理念および株主との建設的な対話に関する基本方針を定めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	随時、東京・大阪等で開催(株主総会は大阪で開催)。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	業績概要、決算について四半期に1回開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、アジア地域で定期的にIRを実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、IR説明会資料を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営戦略部IRグループ / IR担当役員:取締役執行役員 経営戦略部長	
その他	投資家向けE-mailマガジンを発行。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社是及び企業行動指針に規定しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	・積水化学グループでは、企業活動の根底にある考え方や方針を示す社是の中で、「お客様」「株主」「従業員」「取引先」「地域社会・地球環境」の5つのステークホルダーの期待に応えることを掲げており、これを実現していくことが、企業の社会的責任（CSR）を果たすことだと考えております。 ・そのために、コーポレートガバナンスを基軸に、「安全」「コンプライアンス・人権尊重」「働く環境」の3つの「社会への約束」を通じて事業プロセスにおける社会への責任を果たすとともに、「環境」「CS品質」「人材」の「3つの“際立ち”」で事業を通じた社会課題解決に貢献することを目指します。また、企業価値向上に向けてステークホルダーとの関わりを強化し、建設的な対話を推進していきます。 なお、CSR経営を進めていく上で、先進企業として際立ち、グローバルの視点で対応することを目的としたCSRに関する下記方針を制定しております。 1) 人権方針 2) 環境経営方針 3) CS品質経営方針 4) 安全方針 5) 人材方針 6) 社会貢献活動方針 7) 調達の基本方針 各方針の詳細、具体的な取組みについては、CSRレポート（毎年発行）をご覧ください。 http://www.sekisui.co.jp/csr/report/index.html ・環境経営方針については下記の通り。 <理念> 積水化学グループはエコロジーとエコノミーを両立させて成長し続けることにより、持続可能な社会の実現に貢献するグローバルな環境トップランナーを目指します。 <基本方針> 積水化学グループ各社は、未来の子ども達に美しい地球を残すため、私達が活動する全ての国・地域において地球温暖化の防止や生物多様性の保全、循環型社会の構築に貢献する取り組みを進めます。 1. 研究開発から調達・生産・販売・使用・廃棄にいたる製品のライフサイクルのすべての段階において環境に配慮し、製品・サービスそのもので環境に貢献します。 2. すべての事業所と事務所において環境に配慮した事業活動に取り組むとともにお客様やビジネスパートナーとも連携して取り組みを発展させていきます。 3. 限りある資源やエネルギーの効率的活用を推進し、温室効果ガスや有害化学物質などによる環境負荷の低減と汚染の防止に努めます。 4. 関係する法令や国際ルールを遵守します。 5. 教育を通じて環境に対する意識の向上に努めるとともに、自主的な目的・目標を設定して継続的改善を進めます。 6. 社会とのコミュニケーションを密にして信頼を高めます。 7. 自然保護活動等、地域における社会貢献活動に積極的に取り組みます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業情報開示方針および株主との建設的な対話に関する基本方針を策定・公表しています。運用に当たっては独自の企業情報開示規則を策定し、企業活動すべてにおいて徹底を図っています。

その他

・ダイバーシティの推進について

当社は、国内外で働く多様なグループ従業員一人ひとりに潜在する力を最大限に引き出し成長を促す施策を「グループ」「グローバル」「ダイバーシティ」の3つの切り口で展開しています。

持続的な成長のためには、女性や高齢者・外国籍など多様な人材が活躍できることが不可欠であるとの考えから、採用・雇用及び育成施策に具体的な数値目標を設定・公表し推進しております。(詳細はCSRレポートをご参照ください)

また、女性の活躍促進を含む多様性がより相乗効果を生み出す組織風土を醸成するための、ダイバーシティマネジメント方針を制定し展開しています。

<ダイバーシティマネジメント方針>

「100年経っても存在感のある企業グループ」の実現の為には多様性が不可欠である、との認識に立ち、従業員一人ひとりの「仕事・生活両面における志向」や「持ち味」が異なることを理解し、認め、積極的に活かす。その組織風土創りに向け、雇用や活躍機会の提供、成長を支援する様々な環境整備を、従業員との対話を通じて図り続ける。

・働き方改革の推進について

当社は、従業員一人ひとりが活き活きと働き続けられる組織風土をつくり、ステークホルダーに選ばれ続ける企業集団であるために、2018年を「働き方改革元年」として、全社をあげて取り組んでいます。

<働き方改革宣言>

従業員がそれぞれの「持ち味」を発揮できるように、我々は時間をかけて成果をあげる働き方と決別し、限られた時間で成果を最大化する生産性の高い働き方を追求します。

生産性向上のために会社は経営資源を積極的に投入し、経営層・従業員一丸となって全社で知恵を結集します。仕事の質の向上により働きがいを育み、改革の成果は従業員に還元することで、多様な人材の活躍を推進します。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法の規定に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムの基本方針を定め、運用しています。

(1) 当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長が委員長を務めるCSR委員会において、取締役会の承認を要する「コンプライアンスに関する基本方針等」の審議を行います。また、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスを徹底しCSRを着実に実践することを目的として、CSR委員会の専門分科会として「コンプライアンス分科会」を設置します。当該分科会は、当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の構築および実践を目的として、コンプライアンスに関する重要事項の企画、検討および決定を行います。当該分科会の委員長は、社長から任命を受けた取締役または執行役員が務めるものと、当社およびグループ会社のコンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に統括します。

また、「積水化学 グループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人が法令、定款および企業倫理に従って行動するための指針を提示するとともに、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に対して各種法令および企業倫理に関する研修を集合研修やEラーニングの形で実施します。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を用いて当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に周知徹底しています。加えて、社内通報制度「S・C・A・N（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、使用人から直接社内窓口および弁護士窓口に通報できる体制とします。

(2) 当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規則」に従い、当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理します。

(3) 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「積水化学グループリスク管理要領」に基づき、リスク情報を一元的、網羅的に収集・評価して重要リスクを特定し、リスクの発生防止に努めます。重大なリスクが発生した場合は、「積水化学グループ危機管理要領」に基づき緊急対策本部を設置し、迅速かつ確かな対応を行います。

(4) 当社およびグループ会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については別途政策会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において決定します。

また、カンパニー制および執行役員制を導入することによって権限委譲を実施し、各カンパニーにおいて迅速な意思決定がなされるように、各カンパニーにおける最高意思決定機関である執行役員会を設置します。加えて、カンパニー内の幹部会や支店長会等を随時開催し、各カンパニーにおける職務執行の責任者であるカンパニープレジデントに対して報告を迅速かつ確に行います。

(5) 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループの経営理念に基づき「企業行動指針」を策定し、当社とグループ会社間の指揮・命令、意思疎通の連携を密にしています。また、当社はグループ会社に対して指導・助言・評価を行いながら、グループ全体としての業務の適正を図ります。

グループ会社の経営管理については、監査役および監査室等によるモニタリングを行うとともに、「関係会社取扱規則」および「関係会社決裁基準要項」等によるグループ会社から当社への決裁・報告制度を充実させます。

加えて、当社およびグループ会社で不祥事が発生した場合には、必ず管轄カンパニーまたはコーポレートのコンプライアンス推進部に内容を報告し、当該推進部がコンプライアンス分科会事務局に連絡することにより、情報がコンプライアンス分科会委員長に任命された取締役または執行役員に集約されるようにし、再発防止を徹底します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を設置する等、しかるべき対応をとります。

(7) (6)の使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の評価・異動については、事前に監査役の承認を得るものとします。

(8) (6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとします。

(9) 当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人は、当社の監査役会に対して、下記に掲げる事項について報告します。

- 1) 毎月の経営状況として重要な事項
- 2) 当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- 3) リスク管理に関する重要な事項
- 4) 重大な法令・定款違反
- 5) 社内通報制度の通報状況
- 6) その他コンプライアンス上重要な事項

また、当社の監査室は、当社およびグループ会社の業務監査および会計監査を行い、監査結果はその都度、当社の代表取締役および監査役会に報告します。

(10) 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社に勤務する者が監査役等に報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ会社の取締役、執行役員、監査役および使用人に周知徹底します。

(11) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を策定するものとします。ただし、計画外で職務執行の必要が生じた場合は、この限りではありません。

(12)その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部署の調査、重要案件の決裁書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立します。監査役会では社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行います。また、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、代表取締役との相互認識を深めます。

当社は、上記方針に基づいて、内部統制システムの適切な運用に努めています。

・財務報告に係る内部統制を整備し、内部統制を推進する専門部署を設置して運用しております。全社的な内部統制の状況および重要な事業拠点における業務プロセスの適正性をモニタリングしており、会計監査人の監査などの結果は、会計監査人より直接担当取締役や監査役へ適宜報告されています。運用状況および評価については、毎年の取締役会で審議を行っています。

・当社は、取締役と行う利益相反取引について、取締役会規則において取締役会の決議事項として明示し、取締役会においては、実際の個別取引に係る承認または報告を通じて社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況などについて、適宜報告を求めています。

・当社は、内部通報に係る社内通報制度「S・C・A・N」(セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク)を構築し、当社グループの全従業員が利用できる仕組みを運用しています。本制度は、社長から任命を受けた役員の監督の下で運用し、内部通報体制の運用状況は取締役会に報告されています。

・内部通報の体制として、社内の通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した通報窓口があり、さらに米国、中国及びASEANでは、海外現地法人の従業員専用の窓口も設置しています。また、当社の「内部通報規則」で通報者の保護を規定し、通報窓口以外には通報者の情報を秘匿するなど、通報者が不利益を被らない体制を整備しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

・「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び企業倫理に従って行動するための指針を提示しております。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備すると共に、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、同マニュアルを用いて当社及びグループ会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底しております。

(2)整備状況

・反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを周知徹底する等、コンプライアンスを重視する風土を作り上げるべく活動を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

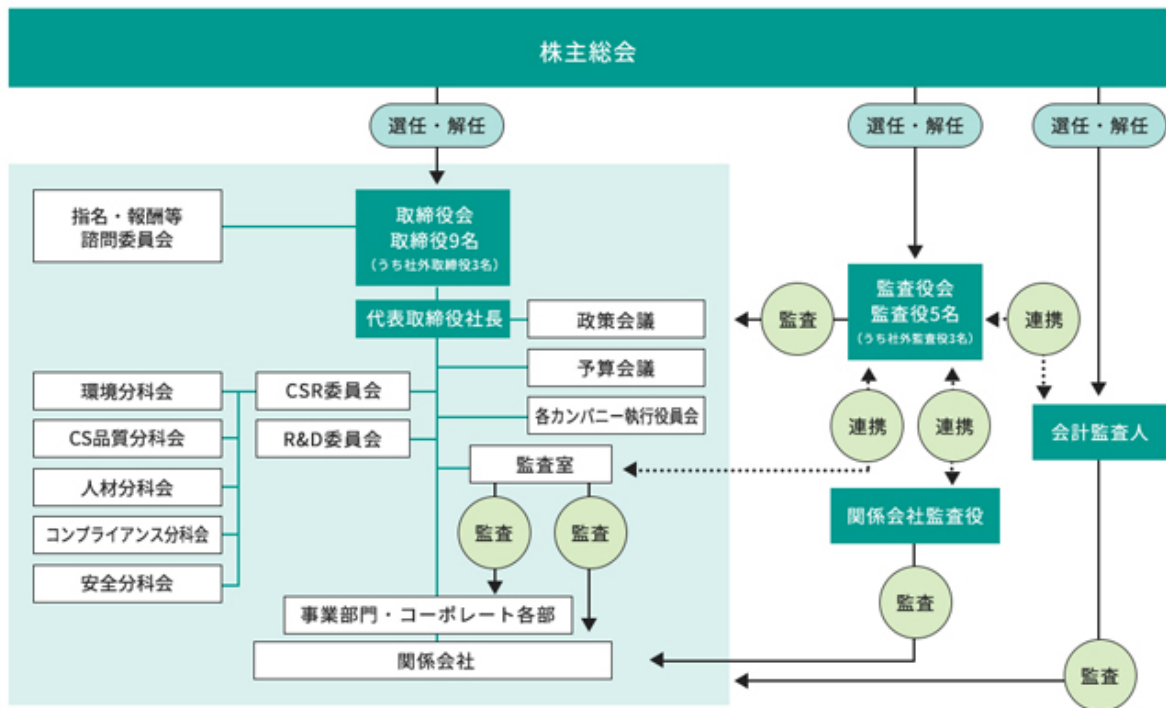
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新



氏名	当社における地位	在任年数 (2019年6月20日 終会終結時)	取締役会への 出席状況 (2018年度)	監査役会への 出席状況 (2018年度)	指名・報酬等 諮問委員会	取締役・監査役が有する知識・経験・能力						
						企業経営 経営戦略	財務・会計	法務	品質管理	人事・労務 人材開発	国際性	研究開発
高下 貞二	代表取締役会長	14年	100% (17/17回)	—	●	●				●		
加藤 敬太	代表取締役社長 社長執行役員	5年	100% (17/17回)	—	●	●			●		●	●
平居 義幸	取締役 常務執行役員	4年	100% (17/17回)	—		●	●				●	
竹友 博幸	取締役 常務執行役員	3年	100% (17/17回)	—		●		●		●		
神吉 利幸	取締役 常務執行役員	—	—	—		●						
清水 郁輔	取締役 常務執行役員	—	—	—		●			●		●	●
加瀬 豊	独立社外取締役	3年	100% (17/17回)	—	●	●					●	
大枝 宏之	独立社外取締役	1年	100% (13/13回)	—	●	●					●	
石倉 洋子	独立社外取締役	—	—	—	●	●					●	
長沼 守俊	常勤監査役	2年	100% (17/17回)	100% (18/18回)			●					
濱部 祐一	常勤監査役	3年	100% (17/17回)	100% (18/18回)						●		
小澤 徹夫	独立社外監査役	5年	100% (17/17回)	100% (18/18回)	●			●				
鈴木 和幸	独立社外監査役	4年	100% (17/17回)	100% (18/18回)					●			
清水 涼子	独立社外監査役	—	—	—			●				●	

(注)上記一覧表は、取締役・監査役の有する全ての知見を表すものではありません。